

## (6) 教育課程の変更状況

## ①大学院学校教育研究科

ア 国立大学法人上越教育大学学則の一部を改正する学則新旧対照表（抜粋）

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）																																							
<b>国立大学法人上越教育大学学則</b> （抄）	<b>国立大学法人上越教育大学学則</b> （抄）																																							
（大学院）	（大学院）																																							
<b>第6条</b> 本学に、大学院を置く。	<b>第6条</b> 本学に、大学院を置く。																																							
2 大学院に学校教育研究科を置き、課程は、 <u>修士課程及び専門職学位課程</u> とする。	2 大学院に学校教育研究科を置き、課程は、 <u>修士課程</u> とする。																																							
（単位の計算方法）	（単位の計算方法）																																							
<b>第45条</b> 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、 <u>次の基準により単位数を計算するものとする。</u>	<b>第45条</b> 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、 <u>次の基準によるものとする。この場合において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二つ以上の方法の併用により行う授業について、同基準を考慮して単位数を定める。</u>																																							
(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。	(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。																																							
(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。	(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。																																							
<u>(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とする。</u>																																								
（目的）	（目的）																																							
<b>第64条</b> 大学院は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と <u>高度な実践的指導力</u> を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	<b>第64条</b> 大学院は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。																																							
（専攻及び収容定員）	（専攻及び収容定員）																																							
<b>第65条</b> 大学院学校教育研究科に、専攻を置き、専攻及び収容定員は、次の表のとおりとする。	<b>第65条</b> 大学院学校教育研究科に、専攻を置き、専攻及び収容定員は、次の表のとおりとする。																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程 ・ 専 攻 名</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;"><u>250人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>500人</u></td> </tr> <tr> <td>学 校 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">240</td> </tr> <tr> <td>教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;"><u>130</u></td> <td style="text-align: center;"><u>260</u></td> </tr> <tr> <td>専門職学位課程</td> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>教 育 実 践 高 度 化 専 攻</td> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table>	課 程 ・ 専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員	修士課程	<u>250人</u>	<u>500人</u>	学 校 教 育 専 攻	120	240	教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	<u>130</u>	<u>260</u>	専門職学位課程	<u>50</u>	<u>100</u>	教 育 実 践 高 度 化 専 攻	<u>50</u>	<u>100</u>	計	300	600	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専 攻 名</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;">120人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> <tr> <td>幼 児 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>特 別 支 援 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;"><u>30</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻</td> <td style="text-align: center;"><u>140</u></td> <td style="text-align: center;"><u>280</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">600</td> </tr> </tbody> </table>	専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員	学 校 教 育 専 攻	120人	240人	幼 児 教 育 専 攻	<u>10</u>	<u>20</u>	特 別 支 援 教 育 専 攻	<u>30</u>	<u>60</u>	教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	<u>140</u>	<u>280</u>	計	300	600
課 程 ・ 専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員																																						
修士課程	<u>250人</u>	<u>500人</u>																																						
学 校 教 育 専 攻	120	240																																						
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	<u>130</u>	<u>260</u>																																						
専門職学位課程	<u>50</u>	<u>100</u>																																						
教 育 実 践 高 度 化 専 攻	<u>50</u>	<u>100</u>																																						
計	300	600																																						
専 攻 名	入 学 定 員	収 容 定 員																																						
学 校 教 育 専 攻	120人	240人																																						
幼 児 教 育 専 攻	<u>10</u>	<u>20</u>																																						
特 別 支 援 教 育 専 攻	<u>30</u>	<u>60</u>																																						
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	<u>140</u>	<u>280</u>																																						
計	300	600																																						

2 前項の入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てるものとする。	2 前項の入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てるものとする。
---	---

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）
<p>(教育方法及び教育課程の編成方法等)</p> <p><b>第70条</b> 大学院の教育課程は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>修士課程においては、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>(2) <u>専門職学位課程においては、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>2 大学院の教育は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>修士課程においては、授業科目の授業及び研究指導によって行い、授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</u></p> <p>(2) <u>専門職学位課程においては、授業科目の授業によって行い、授業科目は、臨床共通科目、コース別選択科目及び実習科目に区分する。</u></p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p><b>第72条</b> 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、<u>本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>3 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>修士課程については10単位を超えないものとする。</u></p> <p>(2) <u>専門職学位課程については12単位を超えないものとする。</u></p> <p>4 前3項の規定は、<u>学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。</u></p> <p>(他の大学院等における研究指導)</p> <p><b>第73条</b> <u>修士課程において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により他大学院等で研究指導を受ける期間は、<u>1年を超えないものとする。</u>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p><b>第74条</b> 教育研究上有益と認めるときは、学生が本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議に基づき、<u>本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、<u>第69条第1項による入学の場合を除き、本学の大学院（同一課程の場合に限る。）において修得した単位以外のものについては、次の各号に定めるところによる。</u></p>	<p>(教育方法及び教育課程の編成方法等)</p> <p><b>第70条</b> 大学院の教育課程は、<u>その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって、体系的に編成するものとする。</u></p> <p>2 大学院の教育は、<u>授業科目の授業及び研究指導によって行い、授業科目は、共通科目及び専攻科目に区分する。</u></p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p><b>第72条</b> 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p> <p>2 前項の規定により学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、<u>10単位を超えない範囲で</u>本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>3 前2項の規定は、<u>学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。</u>（他の大学院等における研究指導）</p> <p><b>第73条</b> 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、<u>学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により他大学院等で研究指導を受ける期間は、<u>1年を超えないものとする。</u>（入学前の既修得単位の認定）</p> <p><b>第74条</b> 教育研究上有益と認めるときは、学生が本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議に基づき、<u>本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、<u>第69条第1項による入学の場合を除き、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。</u></p>

- (1) 修士課程については、第72条第3項第1号の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- (2) 専門職学位課程については、第72条第3項第2号及び第79条第4項の規定により修得

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）
<p><u>したものとみなす単位数と合わせて12単位を超えないものとする。</u></p> <p>3 第1項の規定は、外国の大学院において修得した単位について準用する。</p> <p>（課程の修了）</p> <p><b>第79条</b> <u>修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、第75条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3年以上とする。</u></p> <p>2 <u>専門職学位課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得することとする。ただし、第75条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3年以上とする。</u></p> <p>3 <u>前項の修了の要件単位のうち、教育研究上有益と認めるときは、小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を免除することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により免除することとした単位数は、修得したものとみなす。</u></p> <p>5 第1項及び第2項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。</p> <p>（学位の授与）</p> <p><b>第80条</b> <u>修士課程を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。</u></p> <p>2 <u>専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。</u></p> <p>3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>（資格の取得）</p> <p><b>第81条</b> <u>修士課程及び専門職学位課程において取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>修士課程</u></p> <p>ア 学校教育専攻</p> <p>幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）</p> <p>特別支援学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状</p>	<p>3 第1項の規定は、外国の大学院において修得した単位について準用する。</p> <p>（課程の修了）</p> <p><b>第79条</b> 修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、第75条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3年以上とする。</p> <p>2 <u>前項の学位論文には、専攻の種類に応じ、指導教員の許可を得て、研究演奏又は研究作品を加えることができる。</u></p> <p>3 第1項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。</p> <p>（学位の授与）</p> <p><b>第80条</b> <u>大学院を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。</u></p> <p>2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>（資格の取得）</p> <p><b>第81条</b> <u>大学院学校教育研究科において取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育専攻</u></p> <p>小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教）</p> <p><u>幼稚園教諭専修免許状</u></p> <p>(2) <u>幼児教育専攻</u></p> <p>小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状</p> <p>(3) <u>特別支援教育専攻</u></p> <p>特別支援学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状</p>

イ 教科・領域教育専攻  
幼稚園教諭専修免許状  
小学校教諭専修免許状

(4) 教科・領域教育専攻  
 小学校教諭専修免許状

改正後（平成20年度以降）

改正前（平成19年度以前）

中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）  
 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語）

中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）  
 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，工業，英語）  
幼稚園教諭専修免許状  
 養護教諭専修免許状  
 栄養教諭専修免許状

養護教諭専修免許状  
 栄養教諭専修免許状

(2) 専門職学位課程

教育実践高度化専攻

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）

高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）

2 前項の免許状を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

附 則

1 この学則は，平成20年4月1日から施行する。

2 大学院学校教育研究科の幼児教育専攻及び特別支援教育専攻は，改正後の第65条の規定にかかわらず，平成20年4月1日前に当該専攻に在学する者が，当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3 第65条第1項の表に規定する大学院学校教育研究科の専攻，入学定員及び収容定員のうち，平成20年度の大学院学校教育研究科の専攻及び収容定員は，同条同項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

課 程 ・ 専 攻 名	収 容 定 員
修士課程	550人
学 校 教 育 専 攻	240
幼 児 教 育 専 攻	10
特 別 支 援 教 育 専 攻	30
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	270
専門職学位課程	50
教 育 実 践 高 度 化 専 攻	50
計	600

4 平成20年4月1日前に大学院学校教育研究科の学生として在学中の者については，改正

後の第81条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

イ 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程新旧対照表（抜粋）

改正後（平成20年度以降）			改正前（平成19年度以前）		
<p align="center"><b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b></p> <p>（専攻の目的）</p> <p><b>第2条 略</b></p>			<p align="center"><b>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄）</b></p> <p>（専攻の目的）</p> <p><b>第2条</b> 大学院の専攻において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。</p>		
	課程・専攻名	目的		専攻名	目的
修士課程	学校教育専攻	臨床的視点から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	学校教育専攻	学校教育専攻	臨床的視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。
	教科・領域教育専攻	教科・領域教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。	特別支援教育専攻	特別支援教育専攻	特別支援教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進め、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導と必要な支援を行うことのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。
	専門職学位課程	教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成することを目的とする。	教科・領域教育専攻	教科・領域教育専攻	教科教育の多様な視点から学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。
<p>（専攻・コース）</p> <p><b>第3条</b> 学生は、次の各号のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>(1) <u>修士課程においては、学校教育専攻（学校臨床研究、臨床心理学、幼児教育及び特別支援教育の各コース）及び教科・領域教育専攻（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）</u></p> <p>(2) <u>専門職学位課程においては、教育実践高度化専攻（教育実践リーダー及び学校運営リーダーの各コース）</u></p> <p>2 前項に規定する各課程の専攻・コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は、次の表に掲げるとおりとする。</p>			<p>（専攻・コース）</p> <p><b>第3条</b> 学生は、<u>学校教育専攻（学習臨床、発達臨床及び臨床心理学の各コース）、幼児教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）</u>のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>2 各専攻・コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は、次の表に掲げるとおりとする。</p>		
	課程・専攻・コース名	学生数		専攻・コース名	学生数

修士課程	学校臨床研究コース	約70人	学校教育専攻	学習臨床コース	約60人
	臨床心理学コース	約18人		発達臨床コース	約42人
	幼児教育コース	約7人		臨床心理学コース	約18人

改正後（平成20年度以降）				改正前（平成19年度以前）			
教科・領域教育専攻	特別支援教育コース	約25人	幼児教育専攻	特別支援教育専攻		10人	
	言語系コース	約25人		特別支援教育専攻		30人	
	社会系コース	約23人		教科・領域教育専攻	言語系コース	約25人	
	自然系コース	約27人			社会系コース	約25人	
	芸術系コース	約27人			自然系コース	約30人	
	生活・健康系コース	約28人			芸術系コース	約30人	
		生活・健康系コース	約30人				
専門職学位課程	教育実践高度化専攻	約30人	計		300人		
	学校運営リーダーコース	約20人					
計			計			300人	

（教員免許状の取得）

**第4条** 修士課程及び専門職学位課程の各専攻・コースにおいて取得することができる教員の免許状の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 略

（授業科目の区分）

**第5条** 修士課程及び専門職学位課程の授業科目の区分・内容は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

(1) 修士課程の授業科目

授業科目の区分	内 容
共通科目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。
専攻科目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。

(2) 専門職学位課程の授業科目

授業科目の区分	内 容
臨床共通科目	教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設する。
コース別選択科目	深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けるために開設する。
実習科目	教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設する。

（修了要件と履修単位の区分）

（教員免許状の取得）

**第4条** 各専攻・コースにおいて取得することができる教員の免許状の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

（授業科目の区分）

**第5条** 授業科目の区分・内容は、次の表に掲げるとおりとする。

授業科目の区分	内 容
共通科目	学校場面に生起する諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。
専攻科目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。

（修了要件と履修単位の区分）

**第6条** 修士課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

**第6条** 修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき30単位以上を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、標準修業年限を超えて一定の期間にわ

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）
<p><u>2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき所定の46単位以上を修得しなければならない。ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有する者等については、申請に基づき、実習科目により修得する10単位のうち6単位を免除することができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定により免除することとした単位数は、修得したものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者の修了要件に係る在学年数は、3年以上とする。</u></p> <p>（授業科目名、単位数、必修・選択等の区分等）</p> <p><b>第7条</b> 修士課程及び専門職学位課程の授業科目の区分に属する授業科目名及び単位数、必修・選択等については、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>（教育職員免許取得プログラム）</p> <p><b>第8条</b> 修士課程の学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させるためのプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された者は、学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める教育職員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（研究指導及び修学指導）</p> <p><b>第9条</b> 学生には、研究指導又は修学指導を担当する指導教員を定めるものとする。</p> <p>（研究計画及び研究題目）</p> <p><b>第10条</b> 修士課程の学生は、入学後速やかに指導教員の指導を受けて、別に定めるところに従い研究計画を立てるとともに、その研究題目を決定しなければならない。</p> <p>（授業計画及び履修登録）</p> <p><b>第11条</b> 学生は、当該年度内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い授業計画を立て、履修登録を行わなければならない。</p> <p>（履修登録の上限）</p> <p><b>第12条</b> 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、32単位とする。</p> <p><u>2 履修登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（学位論文の提出及び審査等）</p> <p><b>第17条</b> 修士課程における学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出、審査及び試験については、上越教育大学学位規則（平成16年規則第17号）の定めるところによる。</p>	<p><u>たり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者の修了要件に係る在学年数は、3年以上とする。</u></p> <p>（授業科目名、単位数、必修・選択等の区分等）</p> <p><b>第7条</b> 授業科目の区分に属する授業科目名及び単位数、必修・選択等については、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>（教育職員免許取得プログラム）</p> <p><b>第8条</b> 学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させるためのプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された者は、学校教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める教育職員免許状の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。</p> <p>2 教育職員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、修得した単位は、学則第79条第1項に規定する修了要件の単位数には含まない。</p> <p>（研究指導）</p> <p><b>第9条</b> 学生には、研究指導を担当する指導教員を定めるものとする。</p> <p>（研究計画、研究題目及び履修登録）</p> <p><b>第10条</b> 学生は、入学後速やかに指導教員の指導を受けて、別に定めるところに従い研究計画を立てるとともに、その研究題目を決定しなければならない。</p> <p><u>2 学生は、前項によるもののほか、当該年度内に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い履修登録を行わなければならない。</u></p> <p>（学位論文の提出及び審査等）</p> <p><b>第15条</b> 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の提出、審査及び試験については、上越教育大学学位規則（平成16年規則第17号）の定めるところによる。</p>

改正後（平成20年度以降）

改正前（平成19年度以前）

**別表第1**（第3条関係）

**別表第1**（第3条関係）

課程・専攻・コース		教員の免許状の種類（免許教科）	
修士課程	学校教育専攻	学校臨床研究コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会， 数学，理科，音楽，美術，保健体育， 保健，技術，家庭，職業，職業指導， 英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理 歴史，公民，数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育，保健，看護， 家庭，情報，農業，工業，商業，水産， 福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ 語，フランス語，宗教）
		臨床心理学コース	
		幼児教育コース	
	特別支援教育コース	特別支援学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状	
教科・領域教育専攻	言語系コース	国語	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語）
		英語	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	社会系コース		小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公 民）
	自然系コース	数学	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学）

専攻・コース名等		教員の免許状の種類（免許教科）	
学校教育専攻	学習臨床コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理 科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家 庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フラ ンス語，宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公 民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道， 保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業， 工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導， 英語，ドイツ語，フランス語，宗教） 幼稚園教諭専修免許状	
	発達臨床コース		
	臨床心理学コース		
幼児教育専攻		小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	
特別支援教育専攻		特別支援学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭一種免許状	
教科・領域教育専攻	言語系コース	国語	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 幼稚園教諭専修免許状
		英語	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	社会系コース		小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史，公民）
	自然系コース	数学	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学） 幼稚園教諭専修免許状

改正後（平成20年度以降）				改正前（平成19年度以前）				
課程・専攻・コース			教員の免許状の種類（免許教科）	専攻・コース名等			教員の免許状の種類（免許教科）	
修士課程	教科・領域教育専攻	自然系コース	理科	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	自然系コース	理 科	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科）	
		芸術系コース	音楽	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（音楽）			芸術系コース	音 楽
生活・健康系コース	美術		幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術，工芸）	生活・健康系コース	美 術	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（美術，工芸） 幼稚園教諭専修免許状		
	保健体育	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育）	保健体育			小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育） 幼稚園教諭専修免許状		
	技術	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業）				技 術	中学校教諭専修免許状（技術） 高等学校教諭専修免許状（工業）	
	家庭	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）					家 庭	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）
学校ヘルスケア	中学校教諭専修免許状（保健） 高等学校教諭専修免許状（保健） 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状	学校ヘルスケア		中学校教諭専修免許状（保健） 高等学校教諭専修免許状（保健） 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状				
専門職学位課	教育実践高度化専攻		教育実践リーダーコース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）				

程	学校運営リーダーコース	高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，
---	-------------	-------------------------------------

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）
---------------	---------------

課程・専攻・コース		教員の免許状の種類（免許教科）
専門 職学 位課 程	教育実践高度 化専攻	教育実践リーダーコース 学校運営リーダーコース
		工芸，書道，保健体育，保健，看護， 家庭，情報，農業，工業，商業，水産， 福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ 語，フランス語，宗教）

別表第2（第6条関係）

履修基準単位表

(1) 修士課程

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通 科 目	子どもの学びとこころのケアに関する科目 教育と社会問題に関する科目 教材開発と評価に関する科目	2	全専攻・コース共通とし，1科目2単位以上を修得するものとする。
	実践場面分析演習	4	所属する専攻・コース又は専攻する科目群に開設される授業科目のうちから，2科目4単位以上を修得するものとする。
専 攻 科 目	専門科目 学校臨床研究に関する科目  臨床心理学に関する科目 幼児教育に関する科目 特別支援教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目 研究プロジェクトに関する科目	16	全専攻・コース共通（臨床心理学に関する科目の一部は，所属する専攻・コースに限る。）とし，16単位以上を修得するものとする。

別表第2（第6条関係）

履修基準単位表

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通 科 目	子どもの学びに関する科目 子どものこころのケアに関する科目	2	全専攻・コース共通とし，1科目2単位以上を修得するものとする。
	実践場面分析演習	4	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから，2科目4単位以上を修得するものとする。
専 攻 科 目	専門科目 学習臨床に関する科目 発達臨床に関する科目 臨床心理学に関する科目 幼児教育に関する科目 特別支援教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目 研究プロジェクトに関する科目	16	全専攻・コース共通とし，16単位以上を修得するものとする。

改正後（平成20年度以降）

区分	授業科目の領域	単位	摘要
専攻科目	専門セミナー	8	所属する専攻・コース又は専攻する科目群に開設される授業科目のうちから、2科目8単位以上を修得するものとする。
計		30	

改正前（平成19年度以前）

区分	授業科目の領域	単位	摘要
専攻科目	専門セミナー	8	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから、2科目8単位以上を修得するものとする。
計		30	

(2) 専門職学位課程

区分	授業科目の領域		単位	摘要
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目		20	全コース共通とし、必修科目5科目20単位を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目			
	生徒指導及び教育相談に関する科目			
	学級経営及び学校経営に関する科目			
	学校教育と教員の在り方に関する科目			
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	学校支援リフレクション	16	所属するコースに開設される「学校支援リフレクション2科目8単位」と「学校支援プレゼンテーション2科目2単位」を含み、計16単位以上を修得するものとする。
		学校支援プレゼンテーション		
	プロフェSSIONAL科目			
実習科目	学校支援フィールドワーク		10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。

ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有し

改正後（平成20年度以降）

改正前（平成19年度以前）

区分	授業科目の領域	単位	摘要
			ている等の条件を満たす者については、申請に基づき、実習科目10単位のうち、6単位相当を修得したものとみなすことができるものとする。
計		46	

**附 則**

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第2条から第7条、第9条から第12条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表第3に規定する修士課程の授業科目については、履修することができる。
- 3 前項ただし書の規定により修得した単位は、修了要件30単位に算入しない。

②学校教育学部

ア 国立大学法人上越教育大学学則の一部を改正する学則新旧対照表（抜粋）

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人上越教育大学学則（抄）</b></p> <p>（単位の計算方法）</p> <p><b>第45条</b> 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の<u>基準により単位数を計算するものとする。</u></p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。  (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。  (3) <u>一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とする。</u></p> <p>（資格の取得）</p> <p><b>第60条</b> 学部において取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。  <u>幼稚園教諭一種免許状</u>  小学校教諭一種免許状  中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）  高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、情報、英語）</p> <p>2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。</p> <p>3 第1項の免許状のうち、小学校又は中学校の教員の普通免許状を取得しようとする者は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）に定める介護等の体験を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この学則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人上越教育大学学則（抄）</b></p> <p>（単位の計算方法）</p> <p><b>第45条</b> 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の<u>基準によるものとする。この場合において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二つ以上の方法の併用により行う授業について、同基準を考慮して単位数を定める。</u></p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。  (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>（資格の取得）</p> <p><b>第60条</b> 学部において取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。  小学校教諭一種免許状  中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）  高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、情報、英語）  <u>幼稚園教諭一種免許状</u></p> <p>2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。</p> <p>3 第1項の免許状のうち、小学校又は中学校の教員の普通免許状を取得しようとする者は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）に定める介護等の体験を行わなければならない。</p>

イ 上越教育大学学校教育学部履修規程の一部を改正する規程新旧対照表（抜粋）

改正後（平成20年度以降）	改正前（平成19年度以前）																																																												
<p style="text-align: center;"><b>上越教育大学学校教育学部履修規程</b></p> <p>（専修の目的）</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <table border="1" data-bbox="152 371 1093 687"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（専修・コース）</p> <p><b>第3条</b> 学生は、初等教育全般にわたる総合的な理解を深め、初等教育教員として必要な資質能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、2年次から学校教育専修（学校臨床、臨床心理学、幼児教育及び教職デザインの各コース）及び教科・領域教育専修（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>2 略</p> <table border="1" data-bbox="152 898 1093 1166"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>コースの学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育専修</td> <td>学校臨床コース</td> <td>約31人</td> </tr> <tr> <td>臨床心理学コース</td> <td>約6人</td> </tr> <tr> <td>幼児教育コース</td> <td>約9人</td> </tr> <tr> <td>教職デザインコース</td> <td>約14人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教科・領域教育専修</td> <td>言語系コース</td> <td>約23人</td> </tr> <tr> <td>社会系コース</td> <td>約14人</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> <td>約18人</td> </tr> <tr> <td>芸術系コース</td> <td>約18人</td> </tr> <tr> <td>生活・健康系コース</td> <td>約27人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p> <p>（進級）</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	専修名	目的	学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	専修名	コース名	コースの学生数	学校教育専修	学校臨床コース	約31人	臨床心理学コース	約6人	幼児教育コース	約9人	教職デザインコース	約14人	教科・領域教育専修	言語系コース	約23人	社会系コース	約14人	自然系コース	約18人	芸術系コース	約18人	生活・健康系コース	約27人	<p style="text-align: center;"><b>上越教育大学学校教育学部履修規程</b></p> <p>（専修の目的）</p> <p><b>第2条</b> 学部の専修において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 371 2114 687"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（専修・コース）</p> <p><b>第3条</b> 学生は、初等教育全般にわたる総合的な理解を深め、初等教育教員として必要な資質能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、2年次から学校教育専修（学習臨床、発達臨床及び臨床心理学の各コース）、幼児教育専修及び教科・領域教育専修（言語系、社会系、自然系、芸術系及び生活・健康系の各コース）のいずれかに所属し履修するものとする。</p> <p>2 各専修・コースを履修する入学年次ごとの標準の学生数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 898 2114 1166"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>専修・コースの学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育専修</td> <td>学習臨床コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>発達臨床コース</td> <td>約14人</td> </tr> <tr> <td>臨床心理学コース</td> <td>約6人</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>約10人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教科・領域教育専修</td> <td>言語系コース</td> <td>約25人</td> </tr> <tr> <td>社会系コース</td> <td>約15人</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>芸術系コース</td> <td>約20人</td> </tr> <tr> <td>生活・健康系コース</td> <td>約30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 学長は、学生の適性、希望その他の条件等を考慮の上、当該学生に係る前項に定める専修及びコースを決定する。</p> <p>（進級）</p> <p><b>第4条</b> 学生の進級は、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 2年次に進級できる学生は、1年次終了時において必修科目20単位以上（第8条に規定する授業科目「人間教育学セミナー（教職の意義）」を含む。）を修得した者とする。</p> <p>(2) 4年次に進級できる学生は、3年次終了時において90単位以上（第8条に規定する授業科目「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を含む。）を修得した者とする。</p> <p>2 前項の進級の判定は、各学年末に行うものとする。</p>	専修名	目的	学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。	専修名	コース名	専修・コースの学生数	学校教育専修	学習臨床コース	約20人	発達臨床コース	約14人	臨床心理学コース	約6人	幼児教育専修	約10人	教科・領域教育専修	言語系コース	約25人	社会系コース	約15人	自然系コース	約20人	芸術系コース	約20人	生活・健康系コース	約30人
専修名	目的																																																												
学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																																												
教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																																												
専修名	コース名	コースの学生数																																																											
学校教育専修	学校臨床コース	約31人																																																											
	臨床心理学コース	約6人																																																											
	幼児教育コース	約9人																																																											
	教職デザインコース	約14人																																																											
教科・領域教育専修	言語系コース	約23人																																																											
	社会系コース	約14人																																																											
	自然系コース	約18人																																																											
	芸術系コース	約18人																																																											
	生活・健康系コース	約27人																																																											
専修名	目的																																																												
学校教育専修	臨床的視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																																												
幼児教育専修	幼児教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																																												
教科・領域教育専修	教科教育の多様な視点から学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。																																																												
専修名	コース名	専修・コースの学生数																																																											
学校教育専修	学習臨床コース	約20人																																																											
	発達臨床コース	約14人																																																											
	臨床心理学コース	約6人																																																											
	幼児教育専修	約10人																																																											
教科・領域教育専修	言語系コース	約25人																																																											
	社会系コース	約15人																																																											
	自然系コース	約20人																																																											
	芸術系コース	約20人																																																											
	生活・健康系コース	約30人																																																											

改正後（平成20年度以降）			改正前（平成19年度以前）																													
<p>3 病気その他やむを得ない理由により第1項第2号の「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を修得することができなかつた者については、教育上支障のない場合に限り、<u>教務委員会</u>で審議の上、特別に進級を認めることができる。 （教員免許状の取得）</p> <p><b>第5条 略</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>教員の免許状の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育専修</td> <td>学校臨床コース</td> <td rowspan="2">小学校教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>臨床心理学コース</td> </tr> <tr> <td>幼児教育コース</td> <td>幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>教職デザインコース</td> <td>小学校教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">教科・領域教育専修</td> <td>言語系コース</td> <td rowspan="5">小学校教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>社会系コース</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> </tr> <tr> <td>芸術系コース</td> </tr> <tr> <td>生活・健康系コース</td> </tr> </tbody> </table>			専修名	コース名	教員の免許状の種類	学校教育専修	学校臨床コース	小学校教諭一種免許状	臨床心理学コース	幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状	教職デザインコース	小学校教諭一種免許状	教科・領域教育専修	言語系コース	小学校教諭一種免許状	社会系コース	自然系コース	芸術系コース	生活・健康系コース	<p>3 病気その他やむを得ない理由により第1項第2号の「教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）」を修得することができなかつた者については、教育上支障のない場合に限り、<u>教授会</u>で審議の上、特別に進級を認めることができる。 （教員免許状の取得）</p> <p><b>第5条</b> 卒業に必要な単位を修得することによって取得することができる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>教員の免許状の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>小学校教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>小学校教諭一種免許状</td> </tr> </tbody> </table>			専修名	教員の免許状の種類	学校教育専修	小学校教諭一種免許状	幼児教育専修	小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状	教科・領域教育専修	小学校教諭一種免許状	
専修名	コース名	教員の免許状の種類																														
学校教育専修	学校臨床コース	小学校教諭一種免許状																														
	臨床心理学コース																															
	幼児教育コース	幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状																														
	教職デザインコース	小学校教諭一種免許状																														
教科・領域教育専修	言語系コース	小学校教諭一種免許状																														
	社会系コース																															
	自然系コース																															
	芸術系コース																															
	生活・健康系コース																															
専修名	教員の免許状の種類																															
学校教育専修	小学校教諭一種免許状																															
幼児教育専修	小学校教諭一種免許状及び幼稚園教諭一種免許状																															
教科・領域教育専修	小学校教諭一種免許状																															
<p>2 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>コース名</th> <th>教員の免許状の種類（免許教科）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学校教育専修</td> <td>学校臨床コース</td> <td>幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）</td> </tr> <tr> <td>臨床心理学コース</td> <td>高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）</td> </tr> <tr> <td>幼児教育コース</td> <td>中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）</td> </tr> <tr> <td>教職デザインコース</td> <td>幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教科・領域教育専修</td> <td>言語系コース</td> <td>幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）</td> </tr> <tr> <td>社会系コース</td> <td>中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）</td> </tr> <tr> <td>自然系コース</td> <td>高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，</td> </tr> </tbody> </table>			専修名	コース名	教員の免許状の種類（免許教科）	学校教育専修	学校臨床コース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）	臨床心理学コース	高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）	幼児教育コース	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）	教職デザインコース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）	教科・領域教育専修	言語系コース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）	社会系コース	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）	自然系コース	高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，	<p>2 卒業に必要な単位のほか教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、所要の単位を修得することによって取得することができる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専修名</th> <th>教員の免許状の種類（免許教科）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育専修</td> <td>中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状</td> </tr> <tr> <td>幼児教育専修</td> <td>中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）</td> </tr> <tr> <td>教科・領域教育専修</td> <td>中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状</td> </tr> </tbody> </table>			専修名	教員の免許状の種類（免許教科）	学校教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状	幼児教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）	教科・領域教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状
専修名	コース名	教員の免許状の種類（免許教科）																														
学校教育専修	学校臨床コース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）																														
	臨床心理学コース	高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）																														
	幼児教育コース	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）																														
	教職デザインコース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）																														
教科・領域教育専修	言語系コース	幼稚園教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）																														
	社会系コース	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語）																														
	自然系コース	高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，																														
専修名	教員の免許状の種類（免許教科）																															
学校教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状																															
幼児教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）																															
教科・領域教育専修	中学校教諭一種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語） 高等学校教諭一種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） 幼稚園教諭一種免許状																															

改正後（平成20年度以降）				改正前（平成19年度以前）						
<table border="1"> <tr> <td>芸術系コース</td> <td rowspan="2">数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）</td> </tr> <tr> <td>生活・健康系コース</td> </tr> </table>		芸術系コース	数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）	生活・健康系コース						
芸術系コース	数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語）									
生活・健康系コース										
3 略				3 前2項の表に掲げる免許状のうち，小学校又は中学校の教員の普通免許状を取得しようとする者は，小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）に定める介護等の体験を行わなければならない。						
(卒業要件と履修単位の区分)				(卒業要件と履修単位の区分)						
<b>第8条</b> 略				<b>第8条</b> 卒業要件を満たすためには，学部にて4年以上在学し，次の表に掲げる授業科目の区分ごとの単位に基づき128単位を修得しなければならない。						
区 分		卒業要件単位		区 分		卒業要件単位				
		学校教育専修	教科・領域教育専修			学校教育専修	幼児教育専修	教科・領域教育専修		
		右記以外 のコース	幼児教育 コース							
人間教育学関連科目	人間教育学セミナー	人間教育学セミナーⅠ	2		人間教育学セミナー	人間教育学セミナーⅠ	2			
		人間教育学セミナーⅡ	2			人間教育学セミナーⅡ	2			
	実践的人間理解科目	体験学習	2		実践的人間理解科目	体験学習	2			
		スポーツ実践	2			スポーツ実践	2			
		観察・参加実習	2			観察・参加実習	2			
		異文化理解	8			異文化理解	8			
		憲法と教育	2			憲法と教育	2			
	基礎的人間形成科目	教育の基礎理論	6	8	6	基礎的人間形成科目	教育の基礎理論	6	8	6
		指導法の基礎理論	6	16	6		指導法の基礎理論	6	16	6
	相互コミュニケーション科目	情報	6		相互コミュニケーション科目	情報	6			
表現		6		表現		6				
ブリッジ科目	ブリッジ科目Ⅰ	18		ブリッジ科目	ブリッジ科目Ⅰ	18				
	ブリッジ科目Ⅱ	2			ブリッジ科目Ⅱ	2				
教育実践科目	各教科の指導法	18		教育実践科目	各教科の指導法	18				
	ガイダンス	4	6		4	ガイダンス	4	6	4	
	教育実習	6			教育実習	6				
専門科目	専門科目	20	6	20	専門科目	専門科目	20	6	20	
	専門セミナー	8		専門セミナー		8				
	実践セミナー	4			実践セミナー	4				
卒業研究	4		卒業研究	4						
合 計	128		合 計	128						
<b>附 則</b>										
1 この規程は，平成20年4月1日から施行する。										
2 平成19年度以前に学校教育学部に入學した学生については，この規程による改正後の上越教育大学学校教育学部履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第2条，第3条，第5条，第8条及び別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の履修規程別表に規定する授業科目については，履修することができる。										
3 前項ただし書の規定により修得した単位は，卒業要件128単位に算入しない。										